

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6 月 7 日
【計算期間】	第14期（自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日）
【ファンド名】	アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号虎ノ門清和ビル
【電話番号】	03-4578-2211
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的

当ファンドは、日本株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的とします。

b．ファンドの特色

投資対象は全ての国内上場企業

企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。

企業のファンダメンタルズを重視したボトムアップ・アプローチ^{*}による個別銘柄分析および運用企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別し、ボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。

^{*}ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことです。

チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入れられている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

T O P I X（東証株価指数）

当該指数を当ファンドのベンチマーク^{*}とし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

^{*}ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

c．信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

d．商品分類等

当ファンドは「追加型投信／国内／株式」です。

^{*}一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信 その他資産（ ）
追加型投信	内 外	資産複合

^{*} 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する商品分類の定義 >

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回（隔月） 年 12 回（毎月） 日々 その他（ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式・一般	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらないものをいいます。
決算頻度	年 1 回	年 1 回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とするものをいいます。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成11年 5 月 31 日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成14年 2 月 1 日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託会社の業務を承継
 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

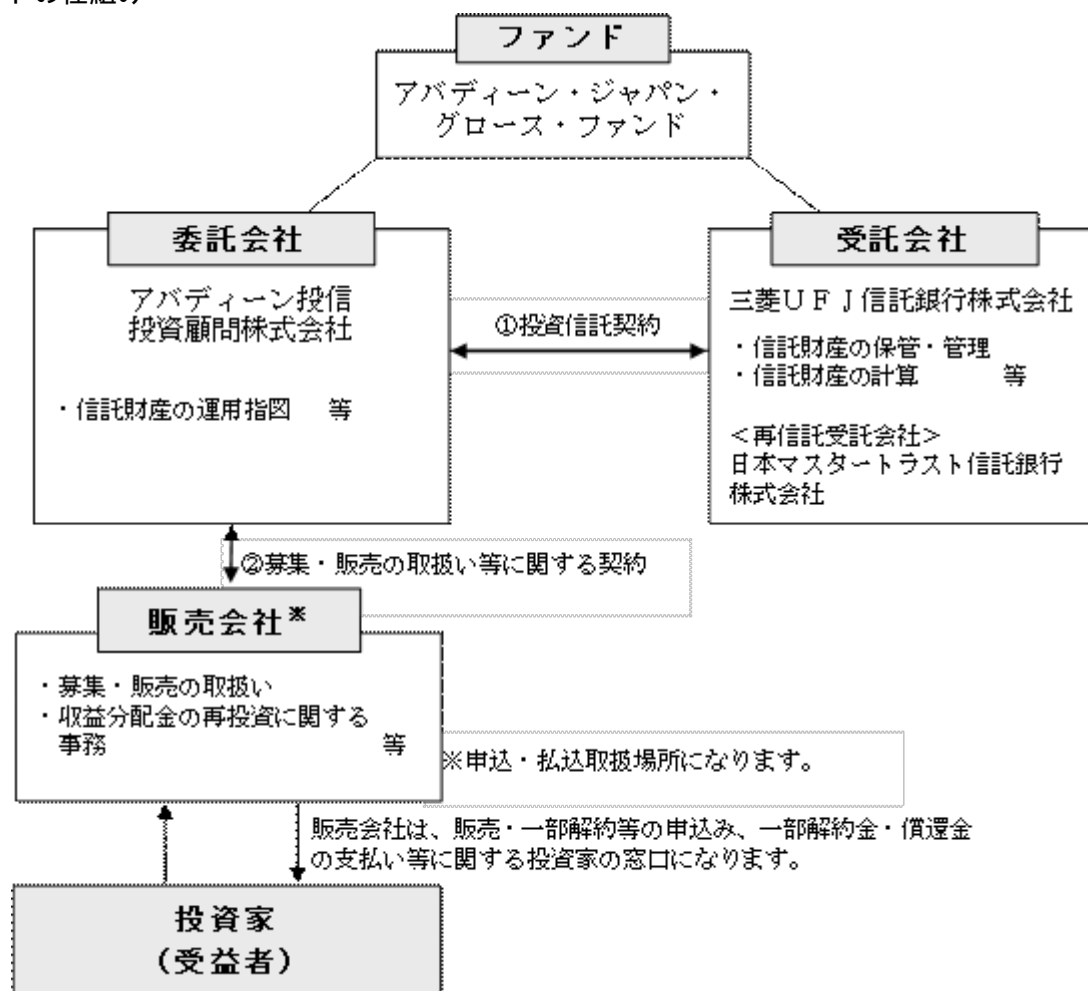
平成15年 8 月 8 日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除

平成19年12月 8 日 クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンドへ名称変更

平成21年 7 月 1 日 アバディーン・ジャパン・グロース・ファンドへ名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b . 委託会社の概況

（以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。）

資本金の額

資本金	：	2,980.4百万円
発行する株式の総数	：	320,000株
発行済株式の総数	：	308,064株

会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,064株	100.00%

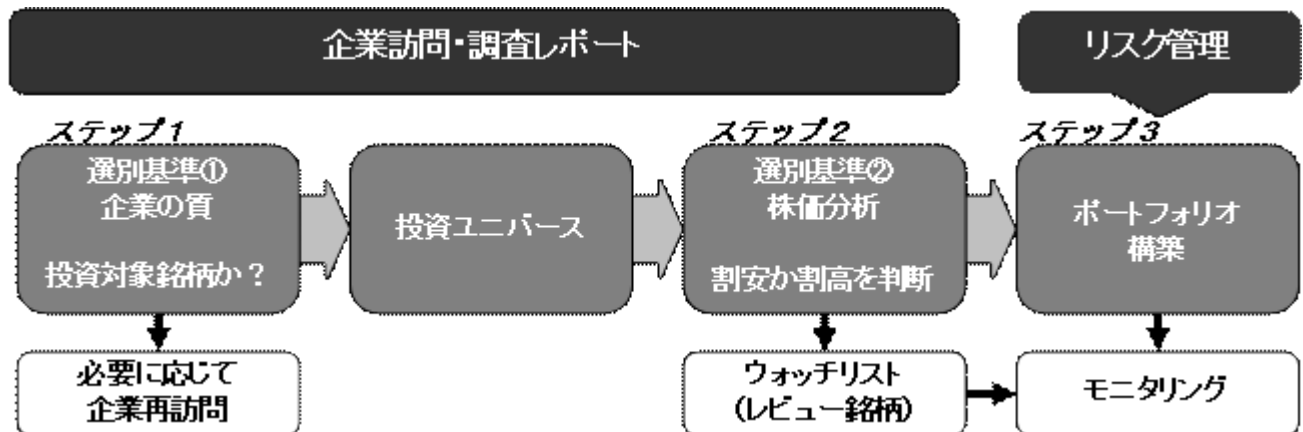
2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。全ての日本株式を対象に幅広く投資機会を探ります。新規公開企業の株式にも注目します。銘柄選択に際しては、企業の成長性に着目し、株価の割安度を考慮します。特に個別企業の収益性、経営者の資質、株価水準などに焦点をあてます。その時々の方場の投資テーマも銘柄選択の判断材料とします。組入銘柄については、ポートフォリオ・マネジャー等が企業訪問等を中心とした調査を実施します。株式の組入比率は、原則としてフル・インベストメントで、積極的な運用を基本とします。現物株式への投資を運用の主体とします。先物取引等は原則としてヘッジ目的に限定して行います。資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

b．投資プロセス



* 資金動向、市場動向等によっては、上記のような資産配分ができない場合があります。

（２）【投資対象】

以下のa．からc．については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a．投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特別目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- 15．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16．外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 18．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

20. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

21. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

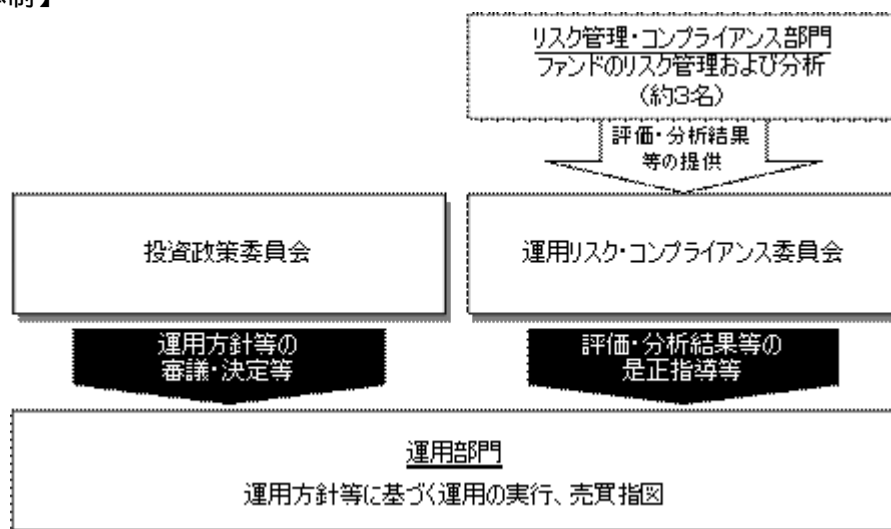
c. その他の投資対象

1. 有価証券先物取引等を行いことの指図をすることができます。

2. スワップ取引を行いことの指図をすることができます。

3. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

（3）【運用体制】



● 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

● 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

* 当ファンドの運用体制等は本書提出時現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**a．収益分配方針**

年１回の決算時（原則として、毎年３月10日）に、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。
分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
委託会社が基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b．収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

c．収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（５）【投資制限】

以下のa．からb．については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a．信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

b．信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 式分割により取得する株券
3. 償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- #### スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

二．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

３．借入れ指図を行い日における信託財産の純資産総額の10%以内。

ハ．借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｃ．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。投資者の皆様は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

基準価額の主な変動要因等

価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入れ株式の下落により基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

一般に、当ファンドが投資対象とする株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、当該銘柄の投資資金が回収できなくなることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や新たな取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

小型株投資に伴うリスク

当ファンドは、小型株にも投資します。小型株は大型株に比べ、一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクが大きくなる場合があります。また、小型株は、大型株と比較して、流動性や需給動向その他の要因により、一般的に価格変動幅が大きくなる傾向があります。したがって、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、小型株が大型株と異なる値動きを示した場合、当ファンドの基準価額の動きが株式市場全体とは異なる動きになることが考えられます。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

当ファンドにおいては、価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資する場合、当該資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需要その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場は、世界的な経済事情の急変または天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖等、混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用に影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。

その他の留意点

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消すことができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回で

きます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．購入時手数料

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書提出日現在の手数料率は、購入申込受付日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内です。

b．収益分配金を再投資する場合は、無手数料で取扱います。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の基準価額に対し、0.3%を乗じた額がかかります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.6%）を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.7875% (税抜 0.75%)	年率 0.105% (税抜 0.1%)

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- a．信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c．ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。
- d．上記のa．～c．の費用および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。
- e．信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額込）は、委託会社が負担し、信託財産中からは支払いません。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

a．個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b．収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

c．個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

^{*} 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

^{*} 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

d．法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）^{*}の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。

^{*} 平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

^{*} 上記は平成25年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成25年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	1,390,918,000	99.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,670,430	0.97
合計(純資産総額)		1,404,588,430	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】(平成25年3月末日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額の上位30位銘柄

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	信越化学工業	日本	株式	化学	14,000	5,840.00	81,760,000	6,250.00	87,500,000	6.23
2	キヤノン	日本	株式	電気機器	23,000	3,505.00	80,615,000	3,400.00	78,200,000	5.57
3	キーエンス	日本	株式	電気機器	2,300	27,750.00	63,825,000	28,630.00	65,849,000	4.69
4	ファナック	日本	株式	電気機器	4,500	14,410.00	64,845,000	14,490.00	65,205,000	4.64
5	ナブテスコ	日本	株式	機械	31,000	1,798.45	55,752,096	1,935.00	59,985,000	4.27
6	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	16,000	3,755.00	60,080,000	3,555.00	56,880,000	4.05
7	中外製薬	日本	株式	医薬品	25,000	2,188.00	54,700,000	2,133.00	53,325,000	3.80
8	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	10,500	5,000.00	52,500,000	4,860.00	51,030,000	3.63
9	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	17,000	3,010.00	51,170,000	3,000.00	51,000,000	3.63
10	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	10,000	5,220.00	52,200,000	5,060.00	50,600,000	3.60
11	ユニ・チャーム	日本	株式	化学	9,000	5,570.00	50,130,000	5,570.00	50,130,000	3.57
12	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	16,000	2,976.00	47,616,000	3,115.00	49,840,000	3.55
13	ピジョン	日本	株式	その他製品	7,000	6,010.00	42,070,000	6,870.00	48,090,000	3.42
14	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	6,200	7,790.00	48,298,000	7,720.00	47,864,000	3.41
15	横浜銀行	日本	株式	銀行業	86,000	510.00	43,860,000	545.00	46,870,000	3.34
16	三菱地所	日本	株式	不動産業	18,000	2,694.00	48,492,000	2,596.00	46,728,000	3.33
17	エフ・シー・シー	日本	株式	輸送用機器	19,500	2,239.00	43,660,500	2,258.00	44,031,000	3.13
18	シスメックス	日本	株式	電気機器	7,500	5,440.00	40,800,000	5,790.00	43,425,000	3.09
19	マンダム	日本	株式	化学	13,000	3,040.00	39,520,000	3,300.00	42,900,000	3.05
20	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	8,000	5,140.00	41,120,000	5,030.00	40,240,000	2.86
21	ヤフー	日本	株式	情報・通信業	860	40,550.00	34,873,000	43,300.00	37,238,000	2.65
22	アマダ	日本	株式	機械	54,000	608.00	32,832,000	629.00	33,966,000	2.42
23	日本マクドナルドホールディングス	日本	株式	小売業	13,000	2,400.00	31,200,000	2,562.00	33,306,000	2.37
24	アシックス	日本	株式	その他製品	21,000	1,531.00	32,151,000	1,576.00	33,096,000	2.36
25	大東建託	日本	株式	建設業	4,000	8,120.00	32,480,000	8,020.00	32,080,000	2.28
26	シマノ	日本	株式	輸送用機器	3,000	7,290.00	21,870,000	7,950.00	23,850,000	1.70
27	アイシン精機	日本	株式	輸送用機器	6,500	3,525.00	22,912,500	3,450.00	22,425,000	1.60
28	関西ペイント	日本	株式	化学	20,000	1,047.00	20,940,000	1,046.00	20,920,000	1.49
29	積水ハウス	日本	株式	建設業	16,000	1,249.00	19,984,000	1,279.00	20,464,000	1.46
30	リンナイ	日本	株式	金属製品	2,900	6,690.00	19,401,000	6,770.00	19,633,000	1.40

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

(種類別投資比率)

種類別投資比率					
種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	17.99	銀行業	4.45
		化学	14.34	建設業	3.74
		輸送用機器	14.11	食料品	3.63
		医薬品	10.26	陸運業	3.41
		小売業	7.25	不動産業	3.33
		機械	6.69	情報・通信業	2.65
		その他製品	5.78	金属製品	1.40
		合計			

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
5期（平成16年3月10日）	5,777	-	0.8764	-
6期（平成17年3月10日）	5,040	-	0.8758	-
7期（平成18年3月10日）	5,530	-	1.2467	-
8期（平成19年3月12日）	4,210	-	1.1668	-
9期（平成20年3月10日）	2,241	-	0.7711	-
10期（平成21年3月10日）	1,165	-	0.4262	-
11期（平成22年3月10日）	1,335	-	0.5524	-
12期（平成23年3月10日）	1,278	-	0.5894	-
13期（平成24年3月12日）	1,141	-	0.5867	-
14期（平成25年3月11日）	1,375	-	0.7841	-
平成24年3月末日	1,161	-	0.6017	-
平成24年4月末日	1,104	-	0.5757	-
平成24年5月末日	1,018	-	0.5348	-
平成24年6月末日	1,071	-	0.5652	-
平成24年7月末日	1,046	-	0.5546	-
平成24年8月末日	1,040	-	0.5605	-
平成24年9月末日	1,038	-	0.5668	-
平成24年10月末日	1,048	-	0.5786	-
平成24年11月末日	1,096	-	0.6107	-
平成24年12月末日	1,170	-	0.6605	-
平成25年1月末日	1,257	-	0.7145	-
平成25年2月末日	1,295	-	0.7383	-
平成25年3月末日	1,404	-	0.8036	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	収益率(%)
5期	42.0
6期	0.1
7期	42.3
8期	6.4
9期	33.9
10期	44.7
11期	29.6
12期	6.7
13期	0.5
14期	33.6

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：
口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
5期	168,002,886	729,399,152	6,592,079,718
6期	85,057,898	922,025,006	5,755,112,610
7期	150,896,758	1,469,706,665	4,436,302,703
8期	80,708,965	908,685,874	3,608,325,794
9期	32,165,119	733,457,070	2,907,033,843
10期	23,080,115	195,015,661	2,735,098,297
11期	19,530,063	337,193,818	2,417,434,542
12期	9,320,847	257,958,743	2,168,796,646
13期	8,653,495	232,087,088	1,945,363,053

14期	15,768,944	206,743,230	1,754,388,767
-----	------------	-------------	---------------

(注) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

< 参考情報 >

運用実績

2013年3月末日現在

基準価額・純資産の推移

分配金の推移

2003年3月末日～2013年3月末日 当初設定日(1999年5月31日)



基準価額 純資産総額	
8,036円	14.0億円
決算日 分配金	
第10期	2009年3月 0円
第11期	2010年3月 0円
第12期	2011年3月 0円
第13期	2012年3月 0円
第14期	2013年3月 0円
設定来累計	
0円	

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

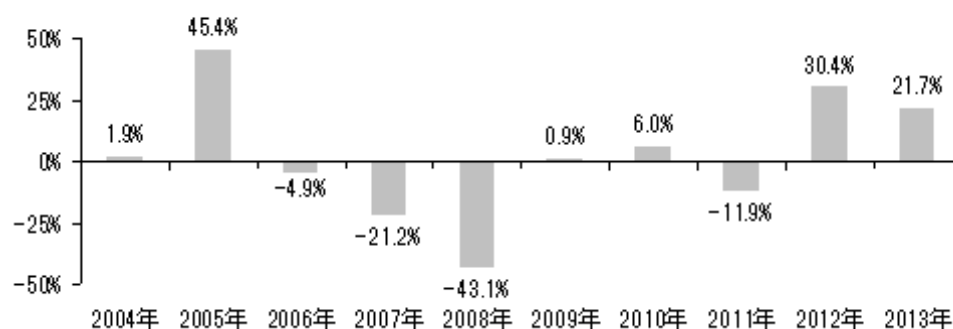
銘柄名	業種名	投資比率
1 信越化学工業	化学	6.2%
2 キヤノン	電気機器	5.6%
3 キーエンス	電気機器	4.7%
4 ファナック	電気機器	4.6%
5 ナブテスコ	機械	4.3%
6 本田技研工業	輸送用機器	4.0%
7 中外製薬	医薬品	3.8%
8 トヨタ自動車	輸送用機器	3.6%
9 日本たばこ産業	食料品	3.6%
10 アステラス製薬	医薬品	3.6%

組入上位10業種

業種名	投資比率
1 電気機器	18.0%
2 化学	14.3%
3 輸送用機器	14.1%
4 医薬品	10.3%
5 小売業	7.2%
6 機械	6.7%
7 その他製品	5.8%
8 銀行業	4.4%
9 建設業	3.7%
10 食料品	3.6%

投資比率は、純資産総額に対するものです。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。
2013年は年初から3月末日までの収益率を表示しております。

上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a. 購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結します。

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」^{*}等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

^{*}他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 購入単位

申込単位（購入単位）は、購入時手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。

購入申込みの際には、申込みの販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結するものとします。

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」^{*}等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する購入単位とします。

^{*}販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

c. 購入価額

購入申込受付日の基準価額とします。

d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに、購入代金を販売会社にお支払いください。

e. 購入申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込みの受付を取り消すことができます。

f. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金申込方法

午後3時までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

b. 換金単位

1口単位とします。

c. 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。

^{*}「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

d. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して5営業日目から販売会社において支払います。

e. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

f. 換金申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金申込みの受け付けを取り消すことができます。

換金申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受け付けたものとして、算出した価額とします。

g. 換金時の振替口座簿について

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の「アバディーン」に、略称「A」グロース」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

^{*1} 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

^{*2} 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったときには、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかか

るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求する権利を有します。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しています。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（平成24年3月13日から平成25年3月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

1【財務諸表】

【アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (平成24年3月12日現在)	第14期 (平成25年3月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,685,615	15,729,151
株式	1,134,282,100	1,368,161,000
未収入金	-	9,606,323
未収配当金	3,483,600	4,192,100
未収利息	18	21
流動資産合計	1,151,451,333	1,397,688,595
資産合計	1,151,451,333	1,397,688,595
負債の部		
流動負債		
未払金	-	11,718,907
未払解約金	1,325,405	891,318
未払受託者報酬	544,908	592,108
未払委託者報酬	8,173,587	8,881,609
流動負債合計	10,043,900	22,083,942
負債合計	10,043,900	22,083,942
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 1,945,363,053	* ₁ 1,754,388,767
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₂ 803,955,620	* ₂ 378,784,114
(分配準備積立金)	300,631,095	291,540,617
元本等合計	1,141,407,433	1,375,604,653
純資産合計	1,141,407,433	1,375,604,653
負債純資産合計	1,151,451,333	1,397,688,595

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 平成23年 3 月11日 至 平成24年 3 月12日	第14期 自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日
営業収益		
受取配当金	26,248,957	24,655,643
受取利息	4,862	4,344
有価証券売買等損益	24,128,727	340,196,513
その他収益	680	660
営業収益合計	2,125,772	364,857,160
営業費用		
受託者報酬	1,162,889	1,158,595
委託者報酬	17,443,297	17,378,869
営業費用合計	18,606,186	18,537,464
営業利益又は営業損失（ ）	16,480,414	346,319,696
経常利益又は経常損失（ ）	16,480,414	346,319,696
当期純利益又は当期純損失（ ）	16,480,414	346,319,696
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,352,299	1,979,224
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	890,484,462	803,955,620
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,637,515	85,727,377
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,637,515	85,727,377
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,980,558	4,896,343
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,980,558	4,896,343
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	803,955,620	378,784,114

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法、株式以外の有価証券は、個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。

・ 金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。

計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。

・ 金融商品取引所に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。

・ 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。

2 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間

平成24年3月10日および平成24年3月11日が休業日のため、信託約款第38条により、第13計算期間末日を平成24年3月12日としたため、第14計算期間期首日を平成24年3月13日としております。また、平成25年3月10日が休業日のため、第14計算期間末日を平成25年3月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第 13 期 (平成24年3月12日現在)	第 14 期 (平成25年3月11日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額
期首元本額 2,168,796,646円	期首元本額 1,945,363,053円
期中追加設定元本額 8,653,495円	期中追加設定元本額 15,768,944円
期中一部解約元本額 232,087,088円	期中一部解約元本額 206,743,230円
*2 元本の欠損	*2 元本の欠損
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は803,955,620円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は378,784,114円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	3 計算期間末日における受益権の総数
1,945,363,053口	1,754,388,767口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 13 期 自 平成23年 3 月11日 至 平成24年 3 月12日		第 14 期 自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日	
*1分配金の計算過程		*1分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	6,918,694円	費用控除後の配当等収益額	22,519,526円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	364,381,658円	収益調整金額	331,097,924円
分配準備積立金額	293,712,401円	分配準備積立金額	269,021,091円
当ファンドの分配対象収益額	665,012,753円	当ファンドの分配対象収益額	622,638,541円
当ファンドの期末残存口数	1,945,363,053口	当ファンドの期末残存口数	1,754,388,767口
1万口当たり収益分配対象額	3,418.42円	1万口当たり収益分配対象額	3,549.02円
1万口当たり分配金額	0円	1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 平成23年 3 月11日 至 平成24年 3 月12日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドはわが国の株式を主要投資対象として運用を行うため、当該株式にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、価格変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

第 14 期 自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日	
同 上	

金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第13期（平成24年 3 月12日現在）

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

第14期（平成25年 3 月11日現在）

同上

2.金融商品時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)有価証券以外の金融商品

第13期（平成24年 3 月12日現在）

有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

第14期（平成25年 3 月11日現在）

同上

(2)有価証券

第13期（平成24年 3 月12日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
-----	-------------------

株 式	2,500,896円
合 計	2,500,896円

第14期（平成25年 3 月11日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	317,524,456円
合 計	317,524,456円

（注）時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第13期（平成24年 3 月12日現在）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

第14期（平成25年 3 月11日現在）

同上

4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額

第13期（平成24年 3 月12日現在）

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が 1 年以内に償還されます。

第14期（平成25年 3 月11日現在）

同上

（有価証券に関する注記）

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期（自 平成23年 3 月11日 至 平成24年 3 月12日）

該当事項はありません。

第14期（自 平成24年 3 月13日 至 平成25年 3 月11日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 13 期 （平成24年 3 月12日現在）	第 14 期 （平成25年 3 月11日現在）
1口当たりの純資産額 0.5867円 （1万口当たりの純資産額 5,867円）	1口当たりの純資産額 0.7841円 （1万口当たりの純資産額 7,841円）

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式（平成25年 3 月11日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	大東建託	4,000	8,120.00	32,480,000	
		積水ハウス	18,000	1,249.00	22,482,000	
		日本たばこ産業	17,000	3,010.00	51,170,000	
		信越化学工業	14,000	5,840.00	81,760,000	
		関西ペイント	20,000	1,047.00	20,940,000	
		マンダム	15,000	3,040.00	45,600,000	
		ユニ・チャーム	9,000	5,570.00	50,130,000	
		武田薬品工業	8,000	5,140.00	41,120,000	
		アステラス製薬	10,000	5,220.00	52,200,000	
		中外製薬	25,000	2,188.00	54,700,000	
		リンナイ	2,900	6,690.00	19,401,000	
		アマダ	54,000	608.00	32,832,000	
		ナブテスコ	28,500	1,790.00	51,015,000	
		キーエンス	2,300	27,750.00	63,825,000	
		シスメックス	7,500	5,440.00	40,800,000	
		ファナック	4,500	14,410.00	64,845,000	
		キヤノン	23,000	3,505.00	80,615,000	
		トヨタ自動車	10,500	5,000.00	52,500,000	
		アイシン精機	6,500	3,525.00	22,912,500	
		本田技研工業	16,000	3,755.00	60,080,000	
		エフ・シー・シー	19,500	2,239.00	43,660,500	
		シマノ	3,000	7,290.00	21,870,000	
		アシックス	21,000	1,531.00	32,151,000	
		ビジョン	7,000	6,010.00	42,070,000	
		東日本旅客鉄道	6,200	7,790.00	48,298,000	
		ヤフー	860	40,550.00	34,873,000	
		エービーシー・マート	5,200	3,375.00	17,550,000	
		日本マクドナルドホールディングス	13,000	2,400.00	31,200,000	
		セブン&アイ・ホールディングス	16,000	2,976.00	47,616,000	
		横浜銀行	86,000	510.00	43,860,000	
		京都銀行	17,000	889.00	15,113,000	
		三菱地所	18,000	2,694.00	48,492,000	
	計	銘柄数：	32		1,368,161,000	
		組入時価比率：	99.5%		100.0%	
	合計				1,368,161,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年3月末日現在）

資産総額	1,407,994,149 円
負債総額	3,405,719 円
純資産総額（ - ）	1,404,588,430 円
発行済数量	1,747,788,112 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8036 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成25年3月末日現在）

資本金	：	2,980.4百万円
発行する株式の総数	：	320,000株
発行済株式の総数	：	308,064株

最近5年間における資本金の額の増減

平成23年8月3日	：	資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資
平成25年3月25日	：	資本金を2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資

b．委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

各ファンド運用責任者をもって構成します。

< 開催 >

原則として月1回開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託は21本であり、その純資産総額の合計は257,032百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 9 月30日)	当事業年度 (平成24年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	762,507	591,888
立替金	867	368
前払金	10	19
前払費用	8,434	11,665
未収入金	30,352	15,253
未収委託者報酬	125,258	120,821
未収投資助言報酬	30,000	30,900
未収運用受託報酬	9,449	-
流動資産合計	966,881	770,917
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 11,500	* 1 -
器具備品	* 1 29,733	* 1 -
有形固定資産合計	41,234	-
無形固定資産		
ソフトウェア	245	-
無形固定資産合計	245	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	48,054	48,075
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	752	752
投資その他の資産合計	48,254	48,276
固定資産合計	89,733	48,276
資産合計	1,056,615	819,193
負債の部		
流動負債		
預り金	6,189	8,307
未払金	237,640	115,149
未払償還金	50,400	13,342
未払手数料	53,497	41,285
未払委託調査費	115,673	47,596
その他未払金	18,069	12,924
未払費用	37,643	130,198
未払法人税等	7,340	6,722
未払消費税等	14,920	7,812
賞与引当金	105,062	152,440
流動負債合計	408,797	420,630
固定負債		
退職給付引当金	44,126	60,416
役員退職慰労引当金	2,704	4,633
固定負債合計	46,831	65,050
負債合計	455,628	485,680

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,727,349	3,994,822
株主資本合計	600,986	333,513
純資産合計	600,986	333,513
負債・純資産合計	1,056,615	819,193

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成22年10月１日 至平成23年９月30日）	当事業年度 （自平成23年10月１日 至平成24年９月30日）
営業収益		
委託者報酬	1,431,972	1,245,432
投資助言報酬	120,000	123,600
運用受託報酬	17,975	8,065
その他営業収益	122,213	169,014
営業収益計	1,692,161	1,546,111
営業費用		
支払手数料	551,227	404,261
広告宣伝費	9,499	11,023
公告費	1,130	1,130
調査費	10,009	8,728
委託調査費	215,983	270,373
委託計算費	156,684	149,374
通信費	3,274	3,012
印刷費	21,281	17,379
協会費	2,827	2,844
営業費用計	971,919	868,129
一般管理費		
役員報酬	* 1 57,426	* 1 48,553
給料・手当	348,274	352,606
賞与	7,514	13,383
交際費	4,096	1,708
旅費交通費	22,612	13,062
租税公課	14,355	11,550
不動産賃借料	63,947	57,533
退職給付費用	36,590	34,234
役員退職給付費用	612	612
役員退職慰労引当金繰入	1,256	1,928
賞与引当金繰入	92,190	139,535
固定資産減価償却費	11,634	10,892
事務委託費	85,142	* 2 163,178
諸経費	103,559	92,896
一般管理費計	849,214	941,678
営業損失	128,972	263,695
営業外収益		
受取利息	55	97
有価証券運用益	1,097	-
時効成立償還金	-	35,224
その他	3,249	16
営業外収益計	4,401	35,338
営業外費用		
支払利息	136	-
貸倒引当金繰入	200	-
固定資産除却損	-	270
為替差損	6,814	3,462
営業外費用計	7,150	3,733
経常損失	131,722	232,090

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
特別損失		
減損損失	-	* 3 34,172
役員退職慰労金	40,007	-
特別損失計	40,007	34,172
税引前当期純損失	171,729	266,263
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失	172,939	267,473

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,090,400	2,480,400
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期変動額合計	390,000	-
当期末残高	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,554,410	3,727,349
当期変動額		
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	172,939	267,473
当期末残高	3,727,349	3,994,822
株主資本合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	217,060	267,473
当期末残高	600,986	333,513
純資産合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	217,060	267,473
当期末残高	600,986	333,513

重要な会計方針

区分	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 14年 器具備品 5年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左 (4) 貸倒引当金 同左
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜式によっております。	消費税等の処理方法 同左

重要な会計方針の変更

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。	—

追加情報

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	—	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建設附属設備 1,874千円 器具備品 18,317千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額はございません。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）
* 1 役員報酬の限度額 取締役 年額 600,000千円以内 監査役 年額 50,000千円以内	* 1 役員報酬の限度額 同左 * 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 事務委託費 61,823千円 * 3 固定資産の減損会計関連 当事業年度において、減損損失34,172千円を特別損失に計上しております。損失を認識した資産は以下のとおりです。 用途：本店事務所 種類：器具備品、建物附属設備及びソフトウェア 場所：東京都港区 （１）減損損失を認識するに至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。 （２）減損損失の金額 器具備品 21,917千円 建物附属設備 12,016千円 ソフトウェア 239千円 （３）グループニングの方法 当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。 （４）回収可能価額の算定方法等 正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,062	1	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,063	-	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

- 1．採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
	千円	千円
2．退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	44,126	60,416
退職給付引当金	44,126	60,416
3．退職給付費用の内訳		
勤務費用	15,719	16,039
利息費用	334	522
数理計算上の差異の費用処理額	2,999	501
確定拠出年金に係る要拠出額	17,536	17,170
4．退職給付債務の計算基礎		
割引率	1.30%	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

- 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
	千円	千円
(繰延税金資産)		
未払費用否認	15,317	49,488
退職給付引当金損金不算入額	17,954	21,532
賞与引当金損金不算入額	37,512	53,021
貸倒引当金損金不算入額	306	268
役員退職慰労引当金損金不算入額	1,100	1,651
未払事業税	2,494	2,555
減価償却費損金算入限度超過額	456	354
減損損失	—	12,951
繰越欠損金	742,400	540,427
繰延税金資産小計	817,542	682,250
評価性引当額	817,542	682,250
繰延税金負債との相殺	—	—
繰延税金資産計	—	—

（繰延税金負債）

該当ありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
評価性引当額	34.1%	4.5%
住民税均等割	0.7%	0.5%
交際費等永久に損金に算入されない金額	6.6%	3.0%
税率変更による影響額	—	33.2%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.7%	0.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から38.01%に変更し、平成27年10月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から35.64%に変更しております。尚、この税率変更による、当事業年度末の繰延税金資産の純額及び法人税等調整額への影響はございません。

(持分法投資損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,431,972	120,000	17,975	122,213	1,692,161

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,452,037	156,000	84,000	123	1,692,161

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[セグメント情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,245,432	123,600	8,065	169,014	1,546,111

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,255,264	253,213	33,554	4,078	1,546,111

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	253,213	投資運用業

(金融商品に関する注記)

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

a. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入

はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

b. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	762,507	762,507	-
(2)未収委託者報酬	125,258	125,258	-
(3)未収入金	30,352	30,352	-
(4)未収投資助言報酬	30,000	30,000	-
資産計	948,118	948,118	-
(1)未払償還金	50,400	50,400	-
(2)未払手数料	53,497	53,497	-
(3)未払委託調査費	115,673	115,673	-
(4)その他未払金	18,069	18,069	-
負債計	237,640	237,640	-

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,054

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	762,507	-
未収委託者報酬	125,258	-
未収入金	30,352	-
未収投資助言報酬	30,000	-
金銭債権合計	948,118	-

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先につきましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	591,888	591,888	-
(2)未収委託者報酬	120,821	120,821	-
(3)未収入金	15,253	15,253	-
(4)未収投資助言報酬	30,900	30,900	-
資産計	758,863	758,863	-
(1)未払償還金	13,342	13,342	-
(2)未払手数料	41,285	41,285	-
(3)未払委託調査費	47,596	47,596	-
(4)その他未払金	12,924	12,924	-
負債計	115,149	115,149	-

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,075

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	591,888	-
未収委託者報酬	120,821	-
未収入金	15,253	-
未収投資助言報酬	30,900	-
金銭債権合計	758,863	-

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年 9月30日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	114,464千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	新株の発行	増資	390,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポールドル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	120,000	未収投資助言報酬	30,000
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	67,180	未払費用	9,990
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	15,757	未払委託調査費	11,675
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	36,000	未収入金	9,000
						極度借入枠の設定	運転資金の借入	133,350	-	-
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	185,872	未払委託調査費	97,509
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	78,000	未収入金	19,500

(注) 1 . 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年 9月30日）

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注1)	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	115,095千 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	61,823	未払費用	61,823

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注1)	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポールドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	123,600	未収投資助言報酬	30,900
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	69,652	未払費用	11,901
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	44,029	未払委託調査費	22,142
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	129,613	未収入金	11,541
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千 英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	216,455	未払委託調査費	25,384
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	33,554	未収入金	2,718
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	9,831	未払費用	9,831

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（３）親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年９月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年９月30日）
１株当たり純資産額	1,950円86銭	1,082円61銭
１株当たり当期純損失	561円37銭	868円24銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年９月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年９月30日）
当期純損失（千円）	172,939	267,473
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
（うち利益処分による役員賞与金）	—	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	172,939	267,473
期中平均株式数（株）	308,062.16	308,063.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
上記「関係者」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(平成25年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(2) 販売会社

(平成25年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社新生銀行*	512,204百万円	
株式会社広島銀行*	54,573百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

* 当該販売会社は、新規募集を行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

半期報告書	平成24年12月7日
有価証券届出書	同上
有価証券報告書の訂正報告書	平成24年11月21日
有価証券届出書の訂正届出書	同上
有価証券報告書	平成24年6月8日
有価証券届出書	同上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成24年3月13日から平成25年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成25年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年12月14日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野 島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。